



相談ファイル

～ スーダン通貨（スーダンポンド）の取引に注意！ ～

《相談内容》

A社から「スーダンポンドが1口15万円」とのダイレクトメールが自宅に届いた。その後、B社から電話があり「スーダンポンドについてのダイレクトメールが届いていたら、開けてみるように」言われ、「3倍で買い取るから購入するように」と説明を受けた。10口分150万円支払ったら外貨（紙幣）はすぐ届いた。しかし、その後買取業者との連絡が取れなくなってしまった。だまされたのだろうか。（70代女性）



《アドバイス》

相談者には、スーダンポンドは日本の銀行では取扱いがないため、国内では換金が困難なこと、詐欺まがいの商法の可能性があるので、警察に届けるよう助言しました。その後、相談者は銀行で外貨（紙幣）が本物かどうかを実際に確認しようとしたのですが、国内で流通がない外貨なので、本物かどうかの判断ができず、両替してもらえませんでした。

これまでも高齢者や過去に未公開株などの投資トラブルに遭った消費者を狙って、イラクの通貨「イラクディナール」を購入させる投資商法の相談が寄せられていました。続いて今度はスーダンの通貨「スーダンポンド」による劇場型の投資商法の相談が増えています。「イラクディナール」も「スーダンポンド」も、国内では換金が困難です。他の業者から買取話があっても、買取がされることはまずありません。

高齢者を狙った勧誘が多いので、家族や近所の方など周囲の人も気をつけてください。また、過去に投資トラブルに遭った人は特に注意してください。複数の業者が共謀してだます「劇場型」や「被害回復型」の手口は巧妙です。業者の言うことを鵜呑みにしたり、すぐにお金を支払ってはいけません。

生活情報ファイル

～トランス脂肪酸について～

トランス脂肪酸はマーガリンやショートニング（パンやクッキー、ビスケット等の洋菓子をサクサクした食感にするために練りこむ食用油脂）などの加工油脂やこれらを原料とした食品、乳、乳製品、牛や羊などの反すう動物の肉や精製食用油などに含まれています。とり過ぎると動脈硬化等による心疾患のリスクを高めるとの報告があり、北・南米やアジア等の諸外国では、栄養成分表示にトランス脂肪酸の含有率の表示が義務付けられています。

日本人一日当たりのトランス脂肪酸の平均摂取量は、総エネルギー摂取量の0.6%程度ですが、国内の最近の研究では、若年層や女性などに、摂取量が1%（WHOは1%未満とするように勧告）を超える集団があると報告されています。

今後トランス脂肪酸の成分表示等の情報開示について、国で検討しています。トランス脂肪酸を含めた脂肪をとり過ぎてないか、あらためて食生活を考えてみませんか。

○トランス脂肪酸が含まれる主な食品

1 工業的に作られるもの

常温で液体の植物油に水素を添加して製造されたマーガリン、ファットスプレッド（マーガリンより油分が少ない）、ショートニングや、それらを原材料に使ったパン、ケーキ、ドーナツなどの洋菓子、揚げ物等。高温処理した植物油にも微量のトランス脂肪酸が含まれています。

2 天然に含まれるもの

牛や羊などの反すう動物では、胃の中の微生物の働きによって、トランス脂肪酸が作られます。そのため、牛肉や羊肉、牛乳や乳製品の中には微量のトランス脂肪酸が含まれています。

試してみよう，消費者力！第6回

Q 商品の売買契約について述べた文のうち，正しいものを選びなさい。

- 1 申し込んだ時点で契約は成立する。
- 2 契約は口約束だけでも成立する。
- 3 契約書に名前を書いても印鑑を押さなければ契約は成立しない。
- 4 契約成立後でも商品を受け取る前なら取り消しできる。



【第6回消費者力検定（平成21年度実施）一般コースから】

くらしのまめちしき

～多重債務者無料相談会～

弁護士や司法書士による多重債務者無料相談会が，次の県内7ヶ所で行われます。

○電話相談（相談当日のみ；無料） TEL:082-502-3617
（平成22年11月26日（金）～27（土）10:00～16:00）広島弁護士会館にて

○面談相談（要予約。先着順）

| 会 場 | 日 時 | 定員 | 申込期限 | 予 約 先 |
|-----------------------------------|--------------------------|-----|----------|----------------------------------|
| 広島弁護士会館 （広島市中区上八丁堀 2-66） | 11月26日（金） 10:00-16:00 | 27人 | 11/25（木） | 広島県消費生活課 TEL:(082)513-2730 |
| | 11月27日（土） 10:00-16:00 | 36人 | 11/26（金） | |
| 呉市つばき会館 （呉市中央 6-2-9） | 11月27日（土） 10:00-16:00 | 36人 | 11/26（金） | 呉市市民課 TEL:(0823)25-3222 |
| みよしまちづくりセンター （三次市十日市西 6-10-45） | 11月27日（土） 10:00-16:00 | 18人 | 11/26（金） | 三次市市民生活課 TEL:(0824)62-6222 |
| 東広島市役所 （東広島市西条栄町 8-29） | 11月27日（土） 10:00-16:00 | 27人 | 11/26（金） | 東広島市市民生活課 TEL:(082)420-0924 |
| サン・シープラザ （三原市城町 1丁目 2-1） | 11月28日（日） 10:00-16:00 | 18人 | 11/26（金） | 三原市商工振興課 TEL:(0848)67-6072 |
| 尾道市人権文化センター （尾道市防地町 26-24） | 11月28日（日） 10:00-16:00 | 27人 | 11/26（金） | 尾道市商工課 TEL:(0848)25-7182 |
| 福山市消費生活センター （福山市東桜町 3-5） | 11月28日（日） 10:00-16:00 | 18人 | 11/26（金） | 福山市消費生活センター TEL:(084)928-1188 |

「試してみよう，消費者力！第6回」解答と解説⇒契約は当事者双方に申し込みと承諾という合意があれば，口約束であっても，印鑑を押していなくても成立する。いったん成立した契約はたとえ商品を受け取っていないとしても，支払い前でも一方的に取り消すことはできない。（正解—2）

発行元:広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A4判）としても使用できます。